

ご新築・ご購入いただきましたお客様へ

大和ハウス工業株式会社

住宅ローン控除などに関するご案内

(令和6年ご入居の方向け)

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、既にご高承のこととは存じますが、住宅ローン等を利用のうえ住宅を取得して入居され、一定の条件を満たす場合には、**税務署への確定申告を行うことにより**、所得税が軽減される住宅ローン控除制度がございますので、利用される方はお手続きを漏れなくお願いします。

なお、具体的な適用可否に関しては、お客様ご自身で確認していただく必要がございますので、ご不明な点等がございましたら、最寄りの税務署もしくは税理士までお問い合わせください。ますよう宜しくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 住宅ローン控除について

ご契約いただいた時期など諸条件によりお客様毎に適用される税制の確認が必要となります。

また、住宅の性能など各種要件によって、控除額等の条件も異なりますので下記国税庁ホームページにて詳細をご確認ください。

なお、記載した手順にて、住宅ローン控除に関する詳細が掲載されているページへ移動することができます。

● 国税庁ホームページ

<http://www.nta.go.jp>



< 手順 >

ホーム／税の情報・手続・用紙／税について調べる／タックスアンサー(よくある税の質問)
／土地・建物(住宅ローン控除等)

・ 新築住宅にご入居された場合

No.1211-1 住宅の新築等をし、令和4年以降に居住の用に供した場合(住宅借入金等特別控除)

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/1211-1.htm>

・ 買取再販住宅・中古住宅にご入居された場合

No.1211-2 買取再販住宅を取得し、令和4年以降に居住の用に供した場合(住宅借入金等特別控除)

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/1211-2.htm>

No.1211-3 中古住宅を取得し、令和4年以降に居住の用に供した場合(住宅借入金等特別控除)

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/1211-3.htm>

2. 直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の非課税について

令和6年1月1日から令和8年12月31日までの間に、父母や祖父母など直系尊属からの贈与により、自己の居住の用に供する住宅用の家屋の新築、取得または増改築等の対価に充てるための金銭を取得した場合において、一定の要件を満たすときは贈与を受けた人ごとに省エネ等住宅の場合には1,000万円まで、それ以外の住宅の場合には500万円までの住宅取得等資金の贈与が非課税となります。詳細につきましては、国税庁ホームページをご確認ください。

No.4508 直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の非課税

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/sozoku/4508.htm>

3. 認定長期優良住宅に係る固定資産税の減税について

一定の条件を満たす認定長期優良住宅をご新築・ご購入された場合は、市区町村等（東京23区は都税事務所）に申告することで、認定長期優良住宅としての固定資産税の軽減措置を受けることができます。

適用を受けるためには、取得した年（新たに固定資産税が課される年）の翌年の1月31日までに申告する必要がありますので、詳細につきましては、各市区町村等（東京23区は東京都主税局）のホームページをご確認ください。

4. インターネットで申告書を作成する場合

下記国税局のホームページにアクセスすると、所得税の確定申告書を作成することができます。

<https://www.keisan.nta.go.jp/kyoutu/ky/sm/top#bsctrl>

以 上